-受講規約-

本規約は読脳アカデミー・CW インターナショナルスクール(運営会社:株式会社コスミックウィズダム。以下、当スクールという)と、当スクールが開講する講座(以下講座という)を受講しようとする者(以下受講者という)との間に適用されます。受講者は、本規約に同意した上で受講の申込みを行ったものとみなします。

第1条 受講契約の成立

受講者は当スクールが定める受講規約及び募集要項を確認・承諾の上、指定の受講申込みフォームより必要事項を入力して送信します。当スクールは申込内容を確認し、入学金、授業料、スクールオンラインビデオ料、設備・事務管理費(以下、受講費という)の支払い総額と支払い期日を連絡します。受講者は受講費を期日までに支払い、当スクールの入金確認によって受講契約が成立します。尚、一般コースはスクールオンラインビデオの購入は必須ではありません。

第2条 受講費及び教材費の支払いについて

- 1. 受講者は、受講申込みフォームにて選択した支払方法に従い、受講費を所定の期日までに下記口座へ振り込みます。振込人名義は受講申込みフォームに入力した氏名とします。振込み手数料は受講者の負担となります。
- 三井住友銀行 六本木支店 普通 7364092 口座名:カ)コスミックウィズダム
- 2. 受講者は、受講契約と同時に必須教材を申込みします。必須教材費は、受講費一括支払いの場合、受講料支払と同時に支払います。
- 3. 受講費分割支払いの場合、初回支払時に支払います。必須教材費と受講費を合わせて分納する場合、分割払い契約書に準じて支払います。
- 4.3回以上の分割払いを希望される場合、別途分割支払に関する合意書を作成します。受講料を分割払いする場合も、支払いは受講期間内に終了しなければなりません。

第3条 受講期間

- 1. コースの受講期間は当該コースの募集要項に記載しています。
- 2. 欠席した単位数分は、第5条の最長在校期間内に限り、振替受講することができます。
- 3. 欠席の振替受講等でコース受講に通常必要な期間を超えて受講する場合、延長期間の事

務管理費及びスクールオンラインビデオの視聴料金が別途発生します。延長期間の事務管理費及びスクールオンラインビデオの視聴料金は、通常の受講期間が終了した段階で、残単位分の金額を支払うものとします。

第4条 役務の提供

- 1. 当スクールは受講者に対し、当スクールの定めるコースの中から受講者が受講申込みフォームにて申込んだコース (講義) 及び当該コースの講義を収録したオンラインビデオ (以下、スクールオンラインビデオという) を提供します。
- 2. スクールオンラインビデオを視聴するための再生機、動作環境は受講者自身が用意するものとします。再生機・動作環境等の都合によりビデオの視聴ができないことを理由とする解約はお受けしておりません。
- 3. スクールオンラインビデオの視聴有効期限は、購入期間より1年です。

第5条 最長在校期間

1. 受講者は、選択した受講コースを下記の期間内に履修する必要があります。この期間を超えて在校することはできません。なお、この期間を超えて休学する場合は、第13条に従い、休学届を提出することで1学年あたり最大1年間延長できるものとします。

記

受講コース	最長在校期間
本科 (月間4日)	1 学年あたり 1 年 4 カ月(3 年間通算 4 年)
専科(月間4日)	1 学年あたり 1 年 4 カ月(3 年間通算 4 年)
專科(月間2日)	1 学年あたり 2 年 4 カ月(6 年間通算 7 年)
一般コース	当該コースに通常必要な期間+3カ月

2. 欠席の振替等で当該コース受講に通常必要な期間を超えて受講する場合、延長期間の設備・事務管理費が別途発生します。

第6条 同意について

1. 受講者は講座において、実技等のカリキュラムがあることを理解し、実技等に参加するにあたっては、自らの体調管理は自らの責任で行い、参加の有無は自ら判断しなければなりません。参加による責任は受講者が自ら負うことになります。また講師によるデモンストレーションや受講者同士の実技練習による事故、怪我および講義中の体調不良などに対する補償は、当スクールは負わないものとします。

- 2. 以下の場合は、同意書の提出が必要となります。
- (1)受講者が未成年の場合

受講者が受講申込みの際に20歳未満の場合、保護者の同意・捺印が必要となります。

(2)受講者が妊娠中の場合

受講開始前、受講中に関わらず妊娠が確認され、そのまま受講の継続を希望される際に必要となります。

(3)その他、持病等、特に配慮する事情がある場合

第7条 遵守事項及び確認事項

受講者は、本講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。 1. 認定を取得するまでは、講座内容は自己の学習の目的にのみ使用するものとし、本講座で学んだ内容を使って施術料金及び指導料金を受け取ることはできません。また無料であっても、次の職業に該当する人(プロフェショナル)を対象とした施術及び指導は行ってはいけません。

- ・医療従事者、治療家、エステ、セラピスト、理・美容師、コーチング、カウンセラーなど 人へのケアや相談を生業にしている人
- ・講師(食養指導、健康指導、体操指導、幼児教育、自己啓発 その他)、指導を生業にしている人
- 2. 本講座で学んだ内容を使って施術及び指導を行う場合、金額は当スクールで認定資格毎に規定している金額の範囲内とします。それ以上の金額を受け取ることはできません。また、その対象は本条 1.に示された職業に該当しない人に限られます。
- 3. 本条 1.に該当するプロフェショナルに対して指導を行うには、当スクールの認定講師の 資格を取得しなければなりません。認定講師の資格を得るには、当日本スクールの本科 3 年 間の課程を卒業し、さらに当スクールが規定する認定を取得する必要があります。ただし、 当スクールの認定講師の監督下で、サブ講師として指導を行う場合はこの限りではありま せんが、その場合当スクールの承認が必要です。

第8条 禁止事項

受講者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。受講者が本条項に反した行為を行った場合、当スクールは当該受講者との受講契約を即刻解除することができます。万一、本条項に反する行為があった場合、法的手段を講じることもあります。

1. 当スクールで得たノウハウ、知識、技術・手法、また教材、商品を無断で公開、改変、又は販売し、もしくは自身が開発したものであるかのように利用する行為、言論。当スクール又は当スクール関係者の財産、著作権その他の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれの

ある行為、言論。

※商標は認定を受けた者のみ、使用を認めています。

※教材・オンラインビデオの複製・改版・譲渡・一般への公開などは著作権の関係上一切認めておりません。

- 2. SNS 等へのカリキュラム内容、教材、配付資料等の無断引用や転載。
- 3. 授業内での写真撮影や録画・録音。
- 4. 当スクールで取り扱う商品(自社開発商品、他社商品共)を価格を変えて販売したり、模倣したり、正規ルートでない方法で取り扱う行為やそれに準ずる行為。
- 5. 教室内での喫煙。
- 6. 自身の貴重品の管理は自身で行なうことを原則とし、受講中や休憩中に発生した事故・紛失・盗難等について、当スクールは一切の責任を負いません。
- 7. 講師・他の受講者の迷惑となる行為が発生した場合は、当スクールの判断で退学となる場合があります。
- 8. 前項の規定により受講契約の終了が確定した場合、当該受講者は当スクールに対して未処理役務の提供を請求できません。又、受講料の返金も致しません。

第9条 欠席・遅刻・早退および振替受講について

- 1. 欠席する場合、受講者は通常 2 日前までに所定のフォームにて連絡します。欠席連絡が 2 日前に間に合わない場合は、遅くても受講開始時間までに連絡します。
- 2. 授業に1時間以上遅刻、早退した場合は当該講義を欠席扱いとします。
- 3.1 時間以内の遅刻、早退の場合は、スクールオンラインビデオを視聴することで、その回については出席扱いとなります。
- 4. 欠席、遅刻、早退した場合、受講者はスクールオンラインビデオを視聴し、授業のキャッチアップを行うものとします。
- 5. 欠席単位分は第5条の最長在校期間内に限り、振替受講することができます。振替受講する日数の事務管理費は別途支払う必要があります。
- 6. 認定試験を受験する場合は、当該コースに定められている単位を取得している必要があります。
- 7. 無断欠席が続く場合は当スクールの判断で退学となる場合があります。

第10条 休講・休校について

- 1. 天候や自然災害、交通状況の悪化、講師関係者の弔事など不測の事態により休講する場合があります。その場合、当スクールは授業日当日でも休講できるものとします。
- 2. 講座の出席人数が5名以下になった場合、当スクールは開催時刻直前でも休講となる場

合があります。

3. 講義が休講された場合、スクールは日程を変更して開催し、受講者は振替受講できるものとします。

第11条 講義のビデオやカメラ撮影と使用について

当スクールの行なう講座はすべてビデオやカメラ撮影を行ない、収録した映像や写真は、当スクールが配信するオンラインビデオ教材、YouTube等の動画サイト、ホームページ、DVD、書籍、パンフレット等に使用することがあります。受講者はこれに同意したものとみなし映像媒体等に自己が撮影されていても、当スクールが使用することに同意したものとみなします。

第12条 認定

- 1. 本スクールにおけるノウハウ、手法、提供される教材、著作権及び商標権その他一切の権利は全て当スクールに帰属します。受講者は当スクールの認定を取得することで、認定のレベルに応じて定められた範囲内で当スクールの商標及び教材を使用することができます。2. 受講者は必須講義を修了後、認定試験を受験し、認定試験に合格した者は、認定料を支払うことで認定を取得することができます。認定試験料は 50,000 円 (税別)、認定料は200,000 円 (税別) です。認定試験を受験するためには、当該コースの受講料を全納している必要があります。
- 3. 認定者が認定を維持するためには、1 年毎に講義を受講し、年会費を納める必要があります。講義は 2 日間とします。講義の受講料は当年のスクールの日割りの受講費となります。年会費は年間 10,000 円 (税別) です。

第13条 休学について

- 1. 受講者が4カ月以上を超える休学を希望し、1年以内に復学の意志を持っている場合は、「休学届」を提出します。当スクールが休学を認めることで、休学期間中の事務管理費が免除され、在校最長期間を通常より最大 1年間延長できるものとします。休学届が提出されずに欠席の振替受講をする場合、振替受講の日数分の事務管理費が徴収されます。また、最長在校期間を超えた場合、受講資格が失効となります。
- (1)やむを得ない事由(妊娠、出産、長期入院、伝染性の疾患、介護、看護などの不測の事態等)により休学する場合は、医師の診断書等の休学の理由を証明する書類を添付のうえ「休学届(やむを得ない事由による)」をご提出ください。当スクールは審議の上、「休学承認書」を発行します。

- (2)(1)以外の都合による欠席を希望する場合は、「休学届(自己都合による)」をご提出ください。当スクールは審議の上、「休学承認書」を発行します。
- 2. 休学期間は最長 1年間とします。休学の理由がやむを得ない事由による場合は、必要に応じさらに 6 ϕ 月間休学期間を延長することができます。休学期間は通算して 1 年 6 ϕ 月を超えることはできません。
- 3. 受講者が受講料の分割支払い契約を締結している場合、休学期間中であっても、契約書に準じる支払い義務が生じます。
- 4. 休学中も、通常の基本受講期間中のスクールオンラインビデオの視聴はできます。基本 受講期間を越えて休学する場合も、スクールオンラインビデオの視聴は当スクールが承認 した場合、追加の料金を支払った上で可能となります。
- 5. 休学していた受講者が受講不可能となった場合、受講者および当スクールは退学を申し出ることとし、その場合、当スクールが書類を受理し、承認した日の月末が退学日となります。
- 6. 復学する場合には、休学期間満了時(通常1年、最大1年6ヶ月)内に受講者は第14条に基づき復学願を提出するものとします。期日までに提出されない場合は退学となります。尚、受講料の返金はできません。
- 7. 当該コースのカリキュラムや受講規約等、スクールのシステムが改訂されている場合は、 改訂されたシステムが適用されます。

第14条 復学について

受講者が休学または長期欠席後、復学する場合、復学の 1 ヶ月前までに復学願を提出することで復学できます。

第15条 退学・受講停止について

- 1. 受講者が都合により退学する場合は、退学願を当スクールに提出します。書類を受理し、審議後承認された日の月末が退学日となります。
- 2. 他者への迷惑行為等があり、当スクールの注意に応じられない場合は退学を申し付ける場合があります。
- 3. その場合、受講費の返金はできません。また、受講者が受講料の分割支払い契約を締結している場合、契約書に準じ支払い義務が生じます。その他、未納金がある場合は、受講者は未納金を支払います。
- 4. やむを得ない理由(妊娠、出産、長期入院、伝染性の疾患、介護、看護、死亡など不測の 事態等)により退学する場合は、退学届とともに診断書または証明書類を提出することで、 退学日以降の未受講分の費用から、解約手数料(未受講分受講料の20%)と振込手数料を

差し引いた金額が返金されます。解約手数料は5万円を上限とします。

5. 退学手続き後、スクールオンラインビデオの視聴権利はなくなります。

第16条 拒否事由

次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込みをお断わりする場合があります。

- 1. 講座の定員が上限に達したなど、客観的に役務の提供が不可能なとき
- 2. 講座の定員が当スクールの定める最小定員数を充足する可能性がないことが明らかなとき
- 3. 申込者が所定の期日までに受講料、その他受講料明細に記載された金額を支払わなかったとき
- 4. 第3条(受講期間)、第7条(遵守事項及び確認事項)及び第8条(禁止事項)の各号に 掲げる事項を遵守していないことが判明したとき
- 5. その他、当スクールが申込者の受講が不適当と認めたとき

第17条 当スクールによる契約解除

受講者に次に定める事由が生じた場合、当スクールは、何らの通知催告せずに、直ちに本規 約に基づく契約を解除できるものとします。

- 1. 法令または公序良俗に反する行為の恐れがある、もしくは、講師や他の受講者に迷惑を及ぼしスクール運営に支障をきたす恐れがあると当スクールが判断したとき。
- 2. 第7条(遵守事項及び確認事項)及び第8条(禁止事項)の各号に掲げる事項を遵守していないことが判明したとき
- 3. 自ら、または第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為等をしたとき。
- 4. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であることが判明したとき。
- 5. 自らが暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、または相手方に求められた資料等を提出しないとき。
- 6. 所在不明、または3カ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- 7. 当スクールに提出した受講者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。その他、受講者の当スクールに対する重大な過失または背信行為があったとき。
- 8. 当スクールに承諾なく、本講座を通じて、または本講座に関連して、宗教、営利を目的とした行為、勧誘、または準備を行った場合。
- 9. 分割払の受講料を期日までに支払わない場合。
- 10. 本規約に違反したとき。

- 11. 講座内容を適切に理解できない可能性がある場合。その他当スクールが本講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合。
- 12. 前項に基づき契約が終了した場合には、受講者の支払済みの受講料は返還しません。受講料分割払いの場合には支払義務が継続します。また、前項に基づき契約が終了したことにより、受講者もしくはその関係者に損害が生じたとしても、当スクールはこれによる一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第18条 登録情報の使用

- 1. 当スクールのウェブサイトに掲載されるプライバシーポリシーに従い、登録情報及び受講者が本講座を受講する過程において、当スクールが知り得た情報(以下「受講者情報」という)を使用することができるものとします。
- 2. 当スクールは、講座内容の撮影及び録音を行い、資料又は販促物として当スクールのホームページ等、各関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合があります。

第19条 秘密保持

1. 受講者は、本講座を受講するにあたり、当スクールによって開示された当スクール固有の技術上、営業上その他事業の情報(講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない)を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、第三者に開示することを禁じます。
2. 受講者は、本講座の受講に際して、他の受講者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。当スクールは、受講者による他の受講者の個人情報の取扱に関して、何人に対しても一切の責任を負わないものとします。

第20条 顧客情報

- 1. 受講者は、本講座及び商品を購入する過程で必要とされる、正確で最新、完全な情報(以下、この全体を「顧客情報」と呼びます)を提供することを同意したものとします。受講者はさらに、顧客情報を正確で最新、完全なものとし続けるために必要とされるにあたり、それを維持及び更新することに同意するものとします。
- 2. 受講者によって提供された顧客情報は、顧客アカウントの維持のために、取り扱いの権利を有する者だけが取り扱えるものとし、厳重なセキュリティ対策のされた安全な環境下で保管・管理するものとします。
- 3. すべての通知及びその他の連絡は、申込書に記載された住所・電話番号、Eメールアドレス宛てに行います。

第21条 完全合意

本契約は、当スクールが提供する役務の利用に関して、本スクールと受講者の間にて提携される完全合意であり、従前の連絡、取り決め、表明、了解および合意に取って代わるものです。口頭であれ書面であれ、いかなる表明または声明も、本規約において明確に言及されていないかぎり当事者を拘束するものではありません。

第22条 協議

本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、当スクールと受講者間にて誠意をもって協議の上解決するものとします。

第23条 準拠法および裁判管轄

- 1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2. 本規約から生じる一切の紛争については東京地方裁判所に専属的合意管轄権を付与します。言語は日本語が使用されるものとします。

第24条 受講規約の変更

当スクールは本規約を、必要に応じて予告なしに変更できるものとします。変更後の本規約は、過去の規約に優先して適用されるものとし、当スクールのウェブサイト上に掲載した時点をもって効力を生じるものとします。

第25条 契約終了時の効力

本規約に基づく受講契約が終了した場合(契約の終了事由を問いません)であっても、本規約第2条(受講費及び教材費の支払いについて)、第6条(同意について)、第7条(遵守事項及び確認事項)、第8条(禁止事項)、第11条(講義のビデオやカメラ撮影と使用について)、第18条(登録情報の使用)、第19条(秘密保持)、第20条(顧客情報)、第21条(完全合意)、第22条(協議)、第23条(準拠法及び紛争の解決))及び本条の規定については契約終了後も依然として効力を有するものとします。

付則

本規約は2019年1月6日より実施するものとします。 2019年9月30日より本改定版を実施するものとします。